

## 計算書類に対する注記（社会福祉法人 北海長正会）

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債権等…償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの…決算日の市場価格に基づく時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具及び備品(有形固定資産)…定額法
- ・ソフトウェア(無形固定資産)…定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当該物件のリース期間及び法定耐用年数を勘案した上での耐用年数を設定し、残存価額を零とする定額法による。

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金…北海道民間社会福祉事業職員共済会の退職給付算定基準により計上している。

### 3. 重要な会計方針の変更

平成26年度から社会福祉法人新会計基準へ移行し、会計処理を行っている。

### 4. 法人で採用する退職給付制度

(1) 一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会…退職年金事業

(2) 独立行政法人福祉医療機構…社会福祉施設職員等退職手当共済制度

### 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表…当法人では収益事業を実施していないため、作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 法人本部拠点区分(社会福祉事業)
    - 「法人本部」
  - イ 北広島リハビリセンター更生部拠点区分(社会福祉事業)
    - 「生活介護」
    - 「自立訓練」
    - 「施設入所支援」
    - 「短期入所」
  - ウ 北広島リハビリセンター療護部拠点区分(社会福祉事業)
    - 「生活介護」
    - 「施設入所支援」
    - 「短期入所」
  - エ のびのびファイン拠点区分
    - 「地域密着型通所介護サービス区分」
    - 「介護予防・日常生活支援総合事業サービス区分」
  - オ 障がい者生活支援センターみらい拠点区分(社会福祉事業)
    - 「地域移行支援」
    - 「地域定着支援」
    - 「計画相談支援」
    - 「障害児支援利用援助」
    - 「継続障害児利用援助」
    - 「市町村地域生活支援」

- カ 障がい福祉サービス事業所みなみ拠点区分(社会福祉事業)
  - 「生活介護」
  - 「自立訓練」
  - 「市町村地域生活支援」
- キ 障がい児通所支援事業所みなみ拠点区分(社会福祉事業)
  - 「児童発達支援」
  - 「放課後等デイ」
  - 「地域交流事業」
- ク 障がい相談支援事業所みなみ拠点区分
  - 「地域移行支援」
  - 「地域定着支援」
  - 「計画相談支援」
  - 「障害児支援利用援助」
  - 「継続障害児利用援助」
- ケ 北広島リハビリセンター特養部四恩園拠点区分(社会福祉事業)
  - 「介護老人福祉施設」
  - 「短期入所生活介護」
- コ 北広島デイサービスセンター四恩園拠点区分(社会福祉事業)
- サ デイホームさとみ拠点区分(社会福祉事業)
- シ デイホームかたる拠点区分(社会福祉事業)
  - 「通所介護」
  - 「地域交流事業」
- ス 北広島ホームヘルプサービスステーション四恩園拠点区分(社会福祉事業)
  - 「訪問介護」
  - 「居宅介護」
  - 「重度訪問介護」
  - 「市町村地域生活支援」
  - 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」
- セ 北広島複合型サービス四恩園拠点区分(社会福祉事業)
- ソ 北広島グループホーム四恩園拠点区分(社会福祉事業)
- タ 北広島リハビリセンター診療部拠点区分(公益事業)
- チ 北広島居宅介護支援事業所四恩園拠点区分(公益事業)
  - 「居宅介護支援」
  - 「地域交流事業」
- ツ 北広島訪問看護ステーション四恩園拠点区分(公益事業)
- テ 北広島市みなみ高齢者支援センター拠点区分(公益事業)
  - 「地域包括支援センター」
  - 「介護予防事業」
- ト サービス付き高齢者向け住宅しおん拠点区分(公益事業)
- ナ 介護職員初任者研修拠点区分(公益事業)

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	253,306,100	0	0	253,306,100
建物	899,571,565	0	45,787,707	853,783,858
定期預金	0	0	0	0
合計	1,152,877,665	0	45,787,707	1,107,089,958

## 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

北広島リハビリセンター更生部の事業廃止に伴い基本金及び国庫補助金等特別積立金を北広島リハビリセンター療護部へ移管している。

## 8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

(1) 担保提供先 独立行政法人福祉医療機構 身障施設耐震化等施設整備資金	
・土地(基本財産) <所在>北広島市富ヶ岡 <地番>509番31 <地積>26272㎡	177,336,000円
・建物(基本財産) <所在>北広島市富ヶ岡509番地31 <家屋番号>509番31 <種別>養護所 <床面積>1階4204.52㎡ 2階2667.53㎡ 地下1階390.94㎡ 焼却炉8.66㎡	203,247,289円
・建物(基本財産) <所在>北広島市富ヶ岡509番地31 <家屋番号>509番31の6 <種別>老人ホーム <床面積>1階1393.77㎡ 2階1694.50㎡	282,606,024円
	合計 663,189,313円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

・設備資金借入金(一年以内返済予定額を含む)	55,200,000円
(2) 担保提供先 株式会社北洋銀行 地域サポートセンターみなみ新築工事資金	
・土地(基本財産) <所在>北広島市南町4丁目 <地番>1番1 <地積>2,449㎡31	29,534,000円
・建物(基本財産) <所在>北広島市南町4丁目1番地1 <家屋番号>1番1 <種別>養護所 <床面積>1階637㎡12 2階649㎡85	299,563,037円
	合計 329,097,037円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

・設備資金借入金(一年以内返済予定額を含む)	150,400,000円
------------------------	--------------

## 9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	2,644,626,628	1,790,842,770	853,783,858
建物	588,949,651	128,961,868	459,987,783
構築物	10,749,797	7,949,889	2,799,908
機械及び装置	49,106,782	48,353,992	752,790
車輛運搬具	66,030,006	64,528,220	1,501,786
器具及び備品	204,927,164	192,134,040	12,793,124
有形リース資産	44,048,332	23,864,864	20,183,468
合計	3,608,438,360	2,256,635,643	1,351,802,717

## 10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	230,686,046	0	230,686,046
未収金	543,401	0	543,401
未収補助金	1,315,000	0	1,315,000
未収収益	0	0	0
徴収不能引当金	0	0	0
合計	232,544,447	0	232,544,447

## 11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

2020年6月30日付 障がい相談支援事業所みなみ拠点区分を廃止している。  
2021年3月31日付 北広島リハビリセンター更生部拠点区分を廃止している。

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし